

各務原市告示第 24 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次の表に掲げるとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 22 日

各務原市長 森 真

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に基づく規制地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第一種区域である地域及び区域区分が第二種区域である地域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第二種区域である地域のうち、A 類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

備考 都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。